



労務アシスト通信

連絡先：〒252-0231

相模原市中央区相模原 5-11-9-5F

電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com

H P：http://roumu-assist.com/



平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果より

◆重点監督で全体の 65.9% が労働基準関係法令違反

厚生労働省が公表した昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果によると、実施した 7,635 事業場のうち 5,029 事業場（全体の 65.9%）で労働基準関係法令違反が確認されたそうです。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施されたものです。

◆36.3%で違法な時間外労働

労働基準関係法令違反が確認された事業場のうち、違法な時間外労働があったものが 2,848 事業場（37.3%）、賃金不払残業があったものが 536 事業場（7.0%）、過重労働による健康障害防止措置が未実施の

ものが 778（10.2%）となっています。

◆製造業、商業、建設業、小規模事業場で多く実施

重点監督実施事業場を業種別でみると、多い業種から製造業（26.4%）、商業（15.1%）、建設業（12.6%）と続いています。また、事業場規模別にみると、多い順に、10~29 人規模で 34.0%、1~9 人規模で 21.2%、30~49 人規模で 16.3%と小規模事業場に集中していることがわかります。

◆監督指導の実施事業場数は増えている

前年の同期に比べると、監督実施事業場は 7,014（平成 28 年 11 月）から 7,635（平成 29 年 11 月）と 1 割近く増えており、厚生労働省も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていることがわかります。

企業としても、長時間労働の是正や適切な労働時間管理については積極的に取り組んでいきたいところです。

【厚生労働省～平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果より

ン」の重点監督の実施結果】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000204309.html>

若手社員の「飲み会嫌い」は本当か？

～平成・昭和生まれ意識調査より

◆「平成生まれ」と「昭和生まれ」の意識調査

ソニー生命保険株式会社が、平成生まれ（20 歳～28 歳）と昭和生まれ（52 歳～59 歳）を対象にアンケートを行い、『平成生まれ・昭和生まれの生活意識調査』として公表しました。同調査から、それぞれの有職者に対して仕事にまつわる質問を取り上げます。

◆「仕事に対する考え方」の傾向

理想的な仕事は「給料が高い仕事」と「やりがいがある仕事」のどちらかという質問に対し、平成生まれは「給料が高い仕事」の方が 56.7%と多く、昭和生まれは「やりがいがある仕

事」の方が 61.8%と多い結果となりました。

また、残業が多い人は「頑張っている人だと思う」か「仕事ができない人だと思う」か、という質問では、「頑張っている人だと思う」が平成生まれで 60.1%、昭和生まれで 52.5%となりました。同調査は「働き方改革を掲げ、業務効率改善や残業時間削減の方針を打ち出す企業は増加していますが、平成生まれには、“残業が多い＝頑張っている”と考える人が多いようです」としています。

◆「飲み会」への考え方

勤務先でのイベントは「積極的に参加したい」か「プライベートを大切にしたい」か、という質問では、平成生まれの 61.5%、昭和生まれの 71.3%が「プライベートを大切にしたい」と回答しており、昭和生まれのほうがより多い結果となりました。

同調査はこの結果を、若手はいわゆる“飲みニュケーション”に消極的などといわれることがあります。必ずしもそうではないようだ、と総括しています。

シチズン時計が昨年行った「社会人 1 年目の仕事と時間意識」でも、「実際にあった飲み会の頻度」が「理想の飲み会の頻度」より少ないという結果となり、同社も「職場のコミュニケーション機会として『もう少し誘って欲しい』と考えている新入社員もいる」と、さきほどの調査と同様の結論となっています。

俗に「5 月病・6 月病」などともいわれるように、入社・新年度からしばらく経ち、新しい環境に適応できず思い悩んでしまう若手が増える時期です。気になる社員をみかけたら、あまり気負うようなことなく、お酒の席などへ誘ってみてはいかがでしょうか。

6 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1 日

○ 労働保険の年度更新手続の開始<7 月 10 日まで> [労働基準監督署]

10 日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

○ 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

7 月 1 日

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

○ 健康診断個人票 [事業場]